

多目的ローン【先進医療費プラン】（オリコ保証）



商品名	多目的ローン【先進医療費プラン】
お使い途	先進医療にかかる治療費用（保険診療の対象外となる自己負担部分） ※先進医療とは、厚生労働大臣の承認を受けた先進医療技術のことをいいます。 ※保険診療の対象となる診察・検査・投薬・入院などの費用は対象とはなりません。 ※なお、お使い途を資料等で確認させていただきます。 また、ご融資金をお支払先の口座へ借主名義で直接振込できるものに限ります。
ご利用いただける方	1. 先進医療を受ける方のご親族（配偶者および三親等内の血族および姻族） 2. 申込時の年齢が20歳以上、完済時70歳以下の方 3. 安定継続した収入のある方 ※外国人の方は永住許可を受けている方に限ります 4. 自営業者の方は、現事業を1年以上継続している方 5. 当行の営業区域内にご自宅またはお勤め先がある方 6. 保証会社の保証が得られる方
ご融資金額	10万円以上300万円以内（1万円単位）
ご融資期間	1年以上7年以内（6ヵ月単位）
ご融資金利	固定金利方式 年3.00%（保証料を含みます）
ご融資日	随時
ご返済方法	1. 原則として、融資日から起算して15日以上45日以内の2日、7日、12日、17日、22日および27日のうちお申込人の希望する日を初回返済日とし、以後毎月同日を約定日とする元利均等月賦返済。（返済日が融資実行日の応答日でない場合は、初回徴求利息のみ年利の日割計算） 2. 6ヵ月単位の元利均等半年賦返済（融資金額の50%以内）の併用も可。
保証人	原則として不要。ただし、保証会社の保証条件として必要な場合があります。
担保	不要
保証会社	株式会社 オリエントコーポレーション
保証会社手数料	不要
その他手数料	全額繰上返済、返済条件の変更をされる場合、5,500円（消費税を含みます）の取扱手数料をお支払いいただきます。ただし、実行から完済までの期間が12ヵ月以内の場合は無料です。
団体信用生命保険の加入	不要
ご用意いただく書類	1. 本人確認資料 運転免許証、健康保険証など 2. 患者の方との続柄を確認できる資料 戸籍抄本など 3. 年収確認資料 (1) 給与所得者の方 最新年度の源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書等の公的証明書 新社会人または転職者の方は、最新月分の給与明細書 (2) 自営業者の方 最新年度の納税証明書（その1、その2）または、税務署受領印のある確定申告書 4. 資金使途確認資料 先進医療の内容および所要資金が判る資料 5. 印鑑証明書は以下の場合に必要です。

	<p>(1) 申込印に実印を使用した場合 (2) 保証会社の保証条件の場合</p> <p>6. 保証人関係書類 保証人が必要な場合、保証人の本人確認資料、年収確認資料、印鑑証明書などお申込人に提出いただく書類と同様となります。</p>
利子補給について	<p>本ローンは、名古屋市陽子線治療資金利子補給制度の利子補給（利子補給期間5年）の対象ローンです。なお、名古屋市陽子線治療資金利子補給制度の概要については名古屋市にお問合せください。</p>
その他参考となる事項	<p>1. 窓口にお申付けいただければ、ご返済額を試算します。 2. ご融資金利は店頭にてご確認ください。 3. お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。 審査結果によっては、ご要望にそえない場合がございますのでご了承ください。 4. その他ご不明な点窓口にお問合せください。</p>
期限の利益の喪失	<p>期限の利益喪失となりますと、直ちにご融資額全額をご返済いただくこととなります。</p> <p>1. 当然喪失（当行からの通知がなくとも期限の利益を喪失する）事由はつぎのとおりです。</p> <p>(1) 破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始・特別清算開始の申立があったとき。 (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (3) 貴殿が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。 (4) 貴殿または保証人の当行預金や当行に対する債権に仮差押・保全差押・差押の命令・通知の発送があったとき。</p> <p>2. 通知喪失（当行からの通知によって期限の利益を喪失する）事由はつぎのとおりです。</p> <p>(1) 債務の一部または全部の履行を遅滞したとき。 (2) 担保の目的物について差押・または競売手続の開始があったとき。 (3) 貴殿が当行との取引約定に違反し、それが当行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき。 (4) 保証人が期限の利益喪失事由に該当したとき。</p> <p>3. 通知喪失の場合において、住所変更の届け出を怠ったり、当行からの通知を受領しない等貴殿の責めに帰すべき事由により、当行が行なった通知または送付した書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。</p>